

令和4年仙審第29号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 2人
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年3月31日06時45分

福島県鵜ノ尾埼南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	6.3トン	4.9トン
全 長	16.15メートル	16.04メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	450キロワット	389キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、舵輪前の棚に左舷側から機関遠隔操縦装置、魚群探知機、磁気コンパス、レーダー及びGPSプロッター、舵輪の左下方にGPSプロッターをそれぞれ備えた固定式刺網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年3月31日01時00分福島県松川浦漁港松川浦地区を発し、鵜ノ尾埼南東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、01時45分前示漁場に到着して操業を繰り返し、大量のめばるを漁獲した後、帰途に就くこととし、鵜ノ尾埼灯台を視認して、06時34分半僅か過ぎ鵜ノ尾埼灯台から126.5度（真方位、以下同じ。）6.19海里の地点を発進して直ちに針路を311度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,600に掛け、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、乗組員を操舵室後部で休息させ、自らは舵輪後方に立って操船に当たり、レーダーを3海里レンジでノースアップ表示として作動させ、前路を一見して他船を見掛けなかったことから、水揚げ作業の手伝いを依頼するため、知人に連絡を取ることにして携帯電話の操作を始めた。

a受審人は、知人に電話がつながらなかったことから、別の知人に電話を掛ける操作をしながら続航し、06時42分鵜ノ尾埼灯台から125度4.34海里の地点に達したとき、左舷船首5度1,580メ

ートルのところに、Bを視認することができ、同船が漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、その後、低速力で一定方向に移動している様子などから、漁ろうに従事していることが分かり、Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として携帯電話の操作に気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、別の知人にも電話がつながらなかったため、妻に電話を掛け始め、Bの進路を避けることなく進行し、06時45分鵜ノ尾埼灯台から123.5度3.6海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの右舷中央部に、前方から18度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、舵輪前の棚に左舷側からレーダー、GPS、魚群探知機及びGPSプロッター、右舷側上部にレピーターコンパス及び自動操舵装置を装備し、機関操作と操舵が一体となったリモートコントローラー（以下「リモコン」という。）を備えた固定式刺網漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、同日05時00分松川浦漁港磯部地区を発し、鵜ノ尾埼南東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Bの固定式刺網漁業は、長さ約600メートル幅約4メートルの刺網を一連とし、両端に錨として重さ約20 kilogramsの捨て石を取り付けるとともに瀬縄をつなぎ、同縄の他端に浮きを取り付け、水深約30メートルの海底に2ノットないし3ノットの低速力で船尾甲板から投網し、翌朝揚網してかれいやひらめを漁獲するもので

あった。

b受審人は、06時00分頃前示漁場に到着し、魚群の探索を行った後、漁ろうに従事していることを示す形象物を表示しないまま、乗組員を船尾甲板で待機させ、自らも同甲板に移動してリモコンを用いて操船に当たり、06時40分鵜ノ尾埼灯台から125.5度3.41海里の地点で、針路を095度に定めて自動操舵とし、投網しながら2.5ノットの速力で進行した。

b受審人は、06時42分鵜ノ尾埼灯台から124.5度3.49海里の地点に達したとき、右舷船首31度1,580メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漁ろうに従事している自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとることなく続航し、06時45分少し前他船の機関音が聞こえたことから、リモコンで機関を中立運転とし、船尾甲板から操舵室に赴いたところ、右舷船首至近にAを初めて認め、左舵を取って機関を後進に掛けたものの、及ばず、Bは、船首が113度を向き、2.0ノットの後進速力となったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に亀裂等を生じたものの、のち修理され、Bは、右舷中央部外板に亀裂等を生じ、b受審人が、頭蓋骨開放骨折等を、B乗組員が頸部挫傷等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、鵜ノ尾埼南東方沖合において、航行中のAと、投網中のBと

が衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることとなる。

本件当時、両船は互いに視野の内にあり、Bは、操縦性能を制限される投網中で、漁ろうに従事する船舶であることを示す形象物を表示していなかったものの、同じ固定式刺網漁業に従事しているAから見れば、低速力で一定方向に移動している様子などから、Bが漁ろうに従事している船舶であると判断することができたと認められるので、予防法第18条を適用して各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、鵜ノ尾埼南東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、鵜ノ尾埼南東方沖合において、水揚げのために松川浦漁港松川浦地区に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、携帯電話の操作に気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、刺網により漁ろうに従事しているBに気付かず、同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人及びB乗組員を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、鵜ノ尾埼南東方沖合において、刺網により漁ろうに従事

する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漁ろうに従事している自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとることなく投網を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、B乗組員を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月22日

仙台地方海難審判所

審判長 審判官 植 松 正

審判官 覺 前 修

審判官 浅 野 活 人